

保存版

重要 【このプリントは、ご家庭のいつでも読める場所に貼っておいてください。】

川崎市立柿生小学校
校長 杉本 眞智子

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について(お知らせ)

日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、川崎市では「特別警報」(各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報)及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの児童の安全確保についての対応につきましては、以前よりお知らせしております。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 1, 神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限られません)に「**特別警報**」及び「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。

また、午前6時の時点で、神奈川県内のいずれの市町村の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社*が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。

(*JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄)

- 2, 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、休校ではありませんが、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。
- 3, 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。

ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報が出た場合・計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。

- 4, その日一日を臨時休業と決定した場合は、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- 5, その他
雷雨等(下校途中で雷雨等になる恐れがある)場合は、児童を学校に待機させるなどの安全措置を講じます。

授業を繰り上げ、学習途中で下校させるような時や、学校で一時的待機させる時等、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

※裏面もご覧下さい。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について

1 臨時休業について

(1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。

(2) 避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。

(3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

上記の点について、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 9 8 8 - 0 0 1 9）までご相談ください。